**石　巻　市**

**障害者社会参加促進事業補助金交付事業**

障害をお持ちの方が、自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう、社会参加活動実施または支援する団体等に補助金を交付しています。

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業として実施するものです。

**１　補助対象団体**

社会参加促進事業を行う障害者団体または支援団体等

＊「障害者団体」とは、石巻市内在住の障害者等を構成員とする団体をいいます。

＊「支援団体等」とは、障害者等の支援、自立の促進等を目的とする団体等であって、障害者等の保護者、ボランティアその他の者を構成員とし、石巻市内に活動の拠点を有する団体をいいます。

**２　補助対象事業と補助金額**

補助金の交付対象となる事業は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象事業 | 参加人数 | 補助対象経費 | 補助金額 | 備考 |
| 障害者等スポーツ大会 | 15人以上 | 事業の実施に要する賞品代、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料 | 障害者または障害児の参加人数が  (1)60人未満  ・・・・50,000円  (2)60人以上80人未満  ・・・・60,000円  (3)80人以上100人未満  ・・・・80,000円  (4)100人以上  ・・・・100,000円 | 人件費及び遊戯費は対象外。  各種講座または教室等にあたっては、講師による講話または指導を伴うものが対象。 |
| 障害者等レクリエーション大会 |
| 障害者地域交流大会 |
| 障害者等芸術講座・文化講座 | 事業の実施に要する講師報償金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料 |
| 障害者自立支援セミナー |

障害者総合支援法に基づく施設等を運営する法人等が実施する施設内行事（施設外の健康者が一般参加する場合を含む）は、補助対象となりません。

なお、１つの団体等に対する年度内の補助上限額は、以下のとおりです。

（１）団体の会員数100人未満・・・・・・・・・100,000円

（２）団体の会員数100人以上400人未満・・・150,000円

（３）団体の会員数400人以上・・・・・・・・・200,000円

**３　補助金の交付申請**

事業開始前に、以下の交付申請書類を担当課（障害福祉課）に提出してください。

**【交付申請書類】**

1. 社会参加促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）
2. 収支予算書
3. 参加予定障害者名簿または内訳書
4. 前年度の実績記録、記録写真等（前年度に補助対象事業または補助対象事業と同じ事業を実施している場合）
5. その他、補助金交付の可否や補助金額の算出等に必要な書類

**４　申請期限**

原則、事業実施年度の５月末日までに申請してください。

なお、年度内は随時受け付けますが、予算の上限額に達した場合は交付できないことがあります。

**５　申請後の流れ**

1. 申請後、内容審査の上、補助金交付決定（却下決定）通知書を送付します。
2. 交付が決定した場合、補助金の振込先口座を登録するための書類を送付しますので、提出してください。【新規団体または振込先変更を希望する団体】
3. 事業実施後、補助金額が確定した後、登録された口座に補助金を振り込みます。

**６　実績報告**

事業実施後３０日以内（年度末の場合は３月末日まで）に、以下の実績報告書類を担当課（障害福祉課）に提出してください。

**【実績報告書類】**

1. 社会促進事業実績報告書（様式第３号）
2. 参加障害者等の名簿及び団体内訳書（様式第４号）
3. 記録写真
4. その他、必要な書類（収支決算書、領収書、その他の書類）

※領収書ついては、事業のための経費であることが確認できるもの）

**担当：石巻市保健福祉部障害福祉課**

住所：〒986-8501　石巻市穀町１４番１号

TEL：0225－95－1111　FAX：0225－22－6610